

令和3年度 保育料表

各月初日在籍児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 (月 額)
		上段: 短時間保育料 (円) 下段: 標準時間保育料 (円)
	定 義	3歳未満児(3号)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)	0 0
B	市町村民税非課税世帯	0 0
C1	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	8,500 10,300
C2	10,000円未満	10,200 12,000
C3	10,000円以上 ~ 48,600円未満	11,800 13,800
C4	48,600円以上 ~ 57,000円未満	14,600 16,800
C5	57,000円以上 ~ 63,000円未満	16,100 18,700
C6	63,000円以上 ~ 67,000円未満	18,900 22,100
C7	A階層を除く当該 年度分(4月から8 月にあつては前年 度分)の市町村民 税の額の区分が 次の区分に該当 する世帯	67,000円以上 ~ 77,000円未満 24,300 28,800
C8		77,000円以上 ~ 97,000円未満 27,000 30,000
C9		97,000円以上 ~ 110,000円未満 33,000 38,500
C10		110,000円以上 ~ 130,000円未満 40,000 43,000
C11		130,000円以上 ~ 150,000円未満 42,000 44,000
C12		150,000円以上 ~ 169,000円未満 43,900 44,500
C13		169,000円以上 ~ 301,000円未満 49,500 55,000
C14		301,000円以上 ~ 397,000円未満 51,000 56,500
C15		397,000円以上 ~ 67,300 72,800

※ 住宅借入金等特別控除・寄付金控除等の適用前で保育料を算定します。

※ 児童の年齢については、当該年度4月初日時点での年齢とし、当該年度中はその年齢を適用します。